

「五島市ふるさと大使」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五島市が委嘱する「五島市ふるさと大使」(以下「ふるさと大使」という。)に関して必要なことを定める。

(委嘱)

第2条 ふるさと大使は、本市の魅力を市の内外に発信することが期待される者で、次の各号いずれかに該当する者のうちから、副市長、総務企画部長、政策企画課長及び文化観光課長により事前協議し、本人の同意を得て、市長が委嘱する。

(1) 本市の出身又は本市にゆかりのある者で経済、教育、科学、情報発信、文化、芸術、スポーツ、芸能等のいずれかの分野において活躍している者

(2) 前号に掲げる者のほか、本市のイメージアップに寄与する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委嘱時期は、随時とする。

3 ふるさと大使に対し、委嘱状を発行する。

(任期)

第3条 ふるさと大使の任期は、委嘱から3年以内とする。

(大使の役割)

第4条 ふるさと大使は、必要に応じて次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 日常の活動において本市の魅力を多くの人に伝えること。

(2) 本市に有益な情報の収集及び提供並びに助言を行うこと。

(3) その他市長が必要と認めること。

(五島市の役割)

第5条 五島市は、ふるさと大使に次のものを提供する。

(1) 五島市の情報

(2) 宣伝活動用名刺

(3) 五島市の宣伝に必要なパンフレット等

(解嘱)

第6条 市長は、ふるさと大使が次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

(1) ふるさと大使から辞任の申出があったとき。

(2) ふるさと大使としてふさわしくない行為のあったとき。

(その他)

第7条 上記のほかに必要なことは、別に定める。

(令和3年9月15日決裁・改正)

(令和5年6月28日決裁・改正)